

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
第２部　応急・復旧・復興対策計画 第１章　災害活動体制の確保 第１節　災害活動体制の確保 災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等を速やかに運用しなければならない。 速やかな要員参集とともに、本市各部や関係機関は災害発生直前・直後の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な設備機器を速やかに設置する。また、必要に応じて災害対策本部の代替施設、補完施設を機能させる。なお、災害応急対策については、対応に当たる職員等の感染症対策を実施する。 １－１　災害対策本部の確保 災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図るために、各部及び各区本部は各本部の施設・設備等を確保、運用する。 （１）災害対策関連室の確保 災害対策業務の円滑な実施を図るため、各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、市本部に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。 （２）必要資機材の運用 各本部では総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等に基づき、迅速な運用開始を図る。 （３）非常電源の確認 自家発電装置等の非常電源の運用を確認し、停電が発生した場合においても各本部機能の確保を図る。 （４）報道機関への情報提供 市本部では、報道機関に対して被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。 １－２　災害対策本部の代替・補完機能 災害により庁舎が被災し、各本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を確保する。 （１）代替機能 ア　市本部 市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。 また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。 イ　部本部、区本部 庁舎が被災し、本部が設置できない場合、代替場所に機能を移す。 （２）補完機能 市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援する拠点として、阿倍野防災拠点で市本部機能を補完する。 １－３　被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等） 災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となると判断される場合でも、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持する。	第２部　応急・復旧・復興対策計画 第１章　災害活動体制の確保 第１節　災害活動体制の確保 災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等を速やかに運用しなければならない。 速やかな要員参集とともに、本市各部や関係機関は災害発生直前・直後の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な設備機器を速やかに設置する。また、必要に応じて災害対策本部の代替施設、補完施設を機能させる。なお、災害応急対策については、対応に当たる職員等の感染症対策を実施する。 １－１　災害対策本部の確保 災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図るために、各部及び各区本部は各本部の施設・設備等を確保、運用する。 （１）災害対策関連室の確保 災害対策業務の円滑な実施を図るため、各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、市本部に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。 （２）必要資機材の運用 各本部では総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等に基づき、迅速な運用開始を図る。 （３）非常電源の確認 自家発電装置等の非常電源の運用を確認し、停電が発生した場合においても各本部機能の確保を図る。 （４）報道機関への情報提供 市本部では、報道機関に対して被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。 １－２　災害対策本部の代替・補完機能 災害により庁舎が被災し、各本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を確保する。 （１）代替機能 ア　市本部 市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。 また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。 イ　部本部、区本部 庁舎が被災し、本部が設置できない場合、代替場所に機能を移す。 （２）補完機能 市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援する拠点として、阿倍野防災拠点で市本部機能を補完する。 １－３　被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等） 災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となると判断される場合でも、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持する。

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。 （１）被災者支援システムの導入・運用 災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等、災害時において必要となる事務を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用する。 ※{被災者支援システム} 地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステムで総務省より無償で提供されている。 （２）業務継続計画（BCP）の運用 各所属は、あらかじめ策定している業務継続計画（BCP）を適切に運用する(注)。 (注):業務継続計画の発動要件 ・大規模な自然災害等に伴い、市災害対策本部が設置されたとき ・市長が必要と認めた場合 （３）受援の準備 各部・区本部は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう、受援計画に基づき応援要員の従事を要する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。 その際、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとする。	また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。 （１）被災者支援システムの導入・運用 災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等、災害時において必要となる事務を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用する。 ※{被災者支援システム} 地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステムで総務省より無償で提供されている。 （２）業務継続計画（BCP）の運用 各所属は、あらかじめ策定している業務継続計画（BCP）を適切に運用する(注)。 (注):業務継続計画の発動要件 ・大規模な自然災害等に伴い、市災害対策本部が設置されたとき ・市長が必要と認めた場合 （３）受援の準備 各部・区本部は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう、受援計画に基づき応援要員の従事を要する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。 その際、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとする。
第２節　災害情報の収集・伝達 本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による災害の危険性の予測、被害状況の把握その他の災害情報など応急対策の実施のための情報収集を迅速に行う。 さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリージを行う。 危機管理部は、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで地図化等も行い、災害対策本部等に的確に報告し応急対策活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達する。 ２－１　情報収集と伝達 （１）情報収集 ア　市本部においては、危機管理部が中心となって、各部及び各区本部、関係機関の有する情報の収集を行う。 イ　各区本部においては、庶務班が中心となって、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、事前に配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を行う。 （２）情報伝達 収集した情報は、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達する。 （３）情報収集・伝達手段 情報の収集・伝達手段として以下を活用する。 ア　危機管理総合情報システム イ　電話、ファクシミリ ウ　防災行政無線、消防無線等の運用 エ　テレビ、ラジオ等による広報 オ　ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集 カ　バイクや自転車等を用いた伝令	第２節　災害情報の収集・伝達 本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による災害の危険性の予測、被害状況の把握その他の災害情報など応急対策の実施のための情報収集を迅速に行う。 さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリージを行う。 危機管理部は、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで地図化等も行い、災害対策本部等に的確に報告し応急対策活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達する。 ２－１　情報収集と伝達 （１）情報収集 ア　市本部においては、危機管理部が中心となって、各部及び各区本部、関係機関の有する情報の収集を行う。 イ　各区本部においては、庶務班が中心となって、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、事前に配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を行う。 （２）情報伝達 収集した情報は、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達する。 （３）情報収集・伝達手段 情報の収集・伝達手段として以下を活用する。 ア　危機管理総合情報システム イ　電話、ファクシミリ ウ　防災行政無線、消防無線等の運用 エ　テレビ、ラジオ等による広報 オ　ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集 カ　バイクや自転車等を用いた伝令

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
キ 衛星携帯電話 ク 特設公衆電話 ケ 車載公衆電話基地局 コ FM放送局との連携 サ Lアラート（災害情報共有システム） （４）阿倍野防災拠点での運用 災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて緊急通報システム※や防災行政無線を運用する。 ※「緊急通報システム」 危機管理総合情報システムのうち携帯電話等へのメール配信機能分のことをいう。	キ 衛星携帯電話 ク 特設公衆電話 ケ 車載公衆電話基地局 コ FM放送局との連携 サ Lアラート（災害情報共有システム） （４）阿倍野防災拠点での運用 災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて防災情報システムや防災行政無線を運用する。
図 報告の系統について 報 告 の 系 統 大阪市災害対策本部 大阪市防災会議 報道機関 政策企画部 計画調整部（集計・総括） 区本部 建設部 教育部 経済戦略部 福祉部 健康部 環境部 水道部 都市交通部 大阪港湾部 都市整備部 こども青少年部 危機管理部 その他部 人及び住居被害等 土木施設被害等（道路・橋梁・河川・地下街・下水道・公園・街路樹等） 文教関係被害等（学校・社会教育施設等） 農水産業関係被害等（農水畜産物・農地排水路・ため池等） 商工業関係被害等（工場・倉庫・商店街等） 社会福祉施設被害等 衛生関係被害等（医療施設・し尿ごみ処理施設） 上水道・工業用水道施設被害等 大阪市高速電気軌道（株）・大阪シティバス（株）被害等 港湾施設被害等（けい留施設・臨港交通施設・海岸保全施設等） 市営住宅・市設建築物工事現場被害等 青少年活動施設・児童福祉施設及び市立幼稚園被害等 電気・ガス・通信施設被害等 その他の被害（各局所管施設等） （調査事項） 本市出先機関・関係防災機関	図 報告の系統について 報 告 の 系 統 大阪市災害対策本部 大阪市防災会議 報道機関 政策企画部 計画調整部（集計・総括） 区本部 建設部 教育部 経済戦略部 福祉部 健康部 環境部 水道部 都市交通部 大阪港湾部 都市整備部 こども青少年部 危機管理部 その他部 人及び住居被害等 土木施設被害等（道路・橋梁・河川・地下街・下水道・公園・街路樹等） 文教関係被害等（学校・社会教育施設等） 農水産業関係被害等（農水畜産物・農地排水路・ため池等） 商工業関係被害等（工場・倉庫・商店街等） 社会福祉施設被害等 衛生関係被害等（医療施設・し尿ごみ処理施設） 上水道・工業用水道施設被害等 大阪市高速電気軌道（株）・大阪シティバス（株）被害等 港湾施設被害等（けい留施設・臨港交通施設・海岸保全施設等） 市営住宅・市設建築物工事現場被害等 青少年活動施設・児童福祉施設及び市立幼稚園被害等 電気・ガス・通信施設被害等 その他の被害（各局所管施設等） （調査事項） 本市出先機関・関係防災機関

旧（令和４年４月）			新（修正素案）		
2－2　警報等の伝達			2－2　警報等の伝達		
関係機関は以下の災害情報について、資料編に示す伝達系統にしたがって伝達する。			関係機関は以下の災害情報について、資料編に示す伝達系統にしたがって伝達する。		
(１) 気象警報等について			(１) 気象警報等について		
大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報※等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。			大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報※等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。		
その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。			その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。		
※「注意報」：気象現象等によって災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。			※「注意報」：気象現象等によって災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。		
「警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。			「警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。		
「特別警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。			「特別警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。		
表　気象警報等 ^(注1) ^(注4) の種類と発表基準			表　気象警報等 ^(注1) ^(注4) の種類と発表基準		
気象	種類		発表基準		
	風雪注意報		雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	暴風雪	警　報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	強風注意報		強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	暴風	警　報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	大雨 ^(注5)	注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２		
		警　報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当		
		特別警報 ^(注5)	台風や集中豪雨により数十年に一度 ^(注6) の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当		
	大雪	注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		警　報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の降雪量となる大雪が予想される場合		
	濃霧注意報		濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	雷注意報		落雷等により被害が予想される場合		
	乾燥注意報		空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 ^(注3)		
	なだれ注意報		なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	着雪注意報		着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	霜注意報		４月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	低温注意 ^(注3)		低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合		
気象	種類		発表基準		
	風雪注意報		雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	暴風雪	警　報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	強風注意報		強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	暴風	警　報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	大雨 ^(注5)	注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２		
		警　報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3) 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当		
		特別警報 ^(注5)	台風や集中豪雨により数十年に一度 ^(注6) の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当		
	大雪	注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		警　報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
		特別警報	数十年に一度 ^(注6) の降雪量となる大雪が予想される場合		
	濃霧注意報		濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	雷注意報		落雷等により被害が予想される場合		
	乾燥注意報		空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 ^(注3)		
	なだれ注意報		なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	着雪注意報		着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	霜注意報		４月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^(注3)		
	低温注意 ^(注3)		低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合		

旧（令和 4 年 4 月）				新（修正素案）				
地面現象	注意報 ^{（注 2）}	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		地面現象	注意報 ^{（注 2）}	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合			高潮	注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合 ^{（注 3）} 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当	
	特別警報	数十年に一度 ^{（注 6）} の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当				高潮	警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）} 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当
波浪	注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）}		波浪			注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）}
	警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）}			浸水		注意報 ^{（注 2）}	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	特別警報	数十年に一度 ^{（注 6）} の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合				洪水	警 報 ^{（注 2）}	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水	注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）} 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2		洪水			注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）} 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2
	警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）} 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当					警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ^{（注 3）} 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当
	出典：気象庁 「気象警報・注意報の種類」（ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/warning_kind.html ） 「特別警報、警報、注意報、気象情報」（ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownyougo_hp/keihou.html ）、2019 年 6 月時点）より作成）					出典：気象庁 「気象警報・注意報の種類」（ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/warning_kind.html ） 「特別警報、警報、注意報、気象情報」（ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownyougo_hp/keihou.html ）2019 年 6 月時点）より作成）		
（注 1）注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第 3 条）				（注 1）注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第 3 条）				
（注 2）気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第 12 条）				（注 2）気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第 12 条）				
（注 3）気象庁が定める基準は大阪管区気象台が発表する「警報・注意報発表基準一覧表」（ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownkijun/osaka.html ）」による。				（注 3）気象庁が定める基準は大阪管区気象台が発表する「警報・注意報発表基準一覧表」（ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownkijun/osaka.html ）」による。				
（注 4）大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。				（注 4）大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。				
（注 5）大雨警報、大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。大阪市は、土砂災害警戒情報の対象となっておらず、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。				（注 5）大雨警報、大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。大阪市は、土砂災害警戒情報の対象となっておらず、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。				
（注 6）現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。				（注 6）現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。				

旧（令和 4 年 4 月）

なお、以下の現象についても特別警報に位置付ける。

表 特別警報級の現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで 3m を超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置付ける）

出典：気象庁
「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」
(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>、 2019 年 6 月時点）より作成）

(2) 津波警報等について

ア 津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に次の表のように津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

なお、津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ※等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表 (注1)	
大津波警報 （特別警報） (注2)	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3 m 以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高	0.2m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出

新（修正素案）

なお、以下の現象についても特別警報に位置付ける。

表 特別警報級の現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
津波	高いところで 3m を超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4）を特別警報に位置付ける）

出典：気象庁
「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」
(<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>、 2023 年 2 月時点）より作成）

(2) 津波警報等について

ア 津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約 3 分を目標に次の表のように津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

なお、津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ※等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表 (注1)	
大津波警報 （特別警報） (注2)	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3 m 以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高	0.2m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出

旧（令和４年４月）						新（修正素案）					
		いところ で0.2m 以上、1 m以下の 場合であ って、津 波による 災害のお それがある 場合			し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。			いところ で0.2m 以上、1 m以下の 場合であ って、津 波による 災害のお それがある 場合			し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
※「津波の高さ」 津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (注１) 予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、マグニチュードが８を超えるような巨大地震に対して発表される最初の津波警報等の際には、精度のよい地震規模をすぐに求めることが困難であるため、予想される津波の高さは定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 (注２)以下の現象についても特別警報に位置付ける。											
現象の種類		発表基準									
津波		高いところで３mを超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置付ける）									
地震（地震動）		震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付ける）									
イ 津波予報 気象庁は地震発生後に津波によって災害の起きるおそれがない場合に、次の表のように津波予報を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。											
表 津波予報の発表基準及び内容											
種類	発表基準		内 容								
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）		津波の心配なしの旨を発表。								
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）		高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。								
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）		津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。								
ウ 津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを次の表のように津波情報として発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」、津波予想地点は「大阪天保山」）。											
表 津波情報の種類と発表内容											
種類	情報の種類		発表内容								
津波情報	津波到達予想時刻 ^(注1) ・予想される津波の高さ ^(注2) に関する情報		各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照〕								

		いところ で0.2m 以上、1 m以下の 場合であ って、津 波による 災害のお それがある 場合			し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。			いところ で0.2m 以上、1 m以下の 場合であ って、津 波による 災害のお それがある 場合			し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
※「津波の高さ」 津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 (注１) 予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、マグニチュードが８を超えるような巨大地震に対して発表される最初の津波警報等の際には、精度のよい地震規模をすぐに求めることが困難であるため、予想される津波の高さは定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 (注２)以下の現象についても特別警報に位置付ける。											
現象の種類		発表基準									
津波		高いところで３mを超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置付ける）									
地震（地震動）		震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級４）を特別警報に位置付ける）									
イ 津波予報 気象庁は地震発生後に津波によって災害の起きるおそれがない場合に、次の表のように津波予報を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。											
表 津波予報の発表基準及び内容											
種類	発表基準		内 容								
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）		津波の心配なしの旨を発表。								
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）		高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。								
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）		津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。								
ウ 津波情報 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを次の表のように津波情報として発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」、津波予想地点は「大阪天保山」）。											
表 津波情報の種類と発表内容											
種類	情報の種類		発表内容								
津波情報	津波到達予想時刻 ^(注1) ・予想される津波の高さ ^(注2) に関する情報		各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照〕								

旧（令和 4 年 4 月）

	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 ^{（注3）} に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報 ^{（注4）}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
	沖合の津波観測に関する情報 ^{（注5）}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（注 1）
津波到達予想時刻は津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

（注 2）
津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

（注 3）
津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

（注 4）
津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあり、場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

（注 5）
津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※ 1：「津波観測に関する情報の発表内容について」
沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※ 2：「沖合の津波観測に関する情報の発表内容について」
沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 最大波の観測値の発表内容		
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m の場合	数値で発表
	観測された津波の高さ≤ 1 m の場合	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2 m の場合	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 m の場合	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

新（修正素案）

	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 ^{（注3）} に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報 ^{（注4）}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
	沖合の津波観測に関する情報 ^{（注5）}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（注 1）
津波到達予想時刻は津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

（注 2）
津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

（注 3）
津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

（注 4）
津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあり、場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

（注 5）
津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※ 1：「津波観測に関する情報の発表内容について」
沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※ 2：「沖合の津波観測に関する情報の発表内容について」
沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

表 最大波の観測値の発表内容		
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m の場合	数値で発表
	観測された津波の高さ≤ 1 m の場合	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2 m の場合	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 m の場合	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

旧（令和 4 年 4 月）

表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容		
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞ 3 m の場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤ 3 m の場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞ 1 m の場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤ 1 m の場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し津波が到達中であることを伝える。

（3）洪水予報について

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する。

また、神崎川・安威川、寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・恩智川・古川・楠根川）に関する予報は、大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する。

情報種別	発表基準
氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
氾濫警戒情報	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当
氾濫危険情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき 危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当
氾濫発生情報	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき 命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当

新（修正素案）

表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容		
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞ 3 m の場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤ 3 m の場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞ 1 m の場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤ 1 m の場合	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し津波が到達中であることを伝える。

（3）洪水予報について

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する。

また、神崎川・安威川、寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・恩智川・古川・楠根川）に関する予報は、大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する。

情報種別	発表基準
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当
氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または 3 時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 ^{（注）} いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 （注）「3 時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき」は、淀川、大和川のみ対象
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当

（4）水位周知河川の水位到達情報

東除川の水位到達情報は、避難判断水位（特別警戒水位）及び氾濫危険水位に到達した場合に、大阪府から水防管理者及び量水標管理者に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力のもと、一般にも周知される。

情報種別	発表基準
氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報	対象量水標で氾濫危険水位に到達した場合

（4）水位周知河川の水位到達情報

東除川の水位到達情報は、避難判断水位（特別警戒水位）及び氾濫危険水位に到達した場合に、大阪府から水防管理者及び量水標管理者に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力のもと、一般にも周知される。

情報種別	発表基準
氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報	対象量水標で氾濫危険水位に到達した場合

旧（令和4年4月）

氾濫発生情報

水位周知区間で氾濫が発生した場合

（5）水位周知下水道

本市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定められた水位（雨水出水特別警戒水位）に、当該排水施設等の水位が達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

（6）水防警報

国土交通大臣又は府知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は府知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。

（7）火災に関する警報

火災に関する警報（以下、「火災警報」という。）は、消防法第22条第2項に基づく府知事からの火災気象通報を受けたとき又はその気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

※「防災気象情報等」と「警戒レベル相当情報」、「警戒レベル」の関係について

河川氾濫や高潮に対する避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部も、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。

ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報、かつ市町村の避難情報の発令基準に活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、市町村が避難情報を発令しないことがある。

表「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	気象・水象情報
大阪市	警戒レベル5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報
	警戒レベル4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報(夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの) ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「非常に危険」）
	警戒レベル3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	氾濫警戒情報	・大雨警報（浸水害） ・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「警戒」）
気象庁	警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	氾濫注意情報	・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「注意」）

新（修正素案）

氾濫発生情報

水位周知区間で氾濫が発生した場合

（5）水位周知下水道

本市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定められた水位（雨水出水特別警戒水位）に、当該排水施設等の水位が達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

（6）水防警報

国土交通大臣又は府知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は府知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。

（7）火災に関する警報

火災に関する警報（以下、「火災警報」という。）は、消防法第22条第2項に基づく府知事からの火災気象通報を受けたとき又はその気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

※「防災気象情報等」と「警戒レベル相当情報」、「警戒レベル」の関係について

河川氾濫や高潮に対する避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部も、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。

ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報、かつ市町村の避難情報の発令基準に活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、市町村が避難情報を発令しないことがある。

表「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

発令・発表の主体	警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当情報等	
				洪水予報	気象・水象情報
大阪市	警戒レベル5	緊急安全確保(呼称:緊急安全確保)	既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・高潮氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「災害切迫」 ・洪水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 「災害切迫」
	警戒レベル4	避難指示(呼称:全員避難)	災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。	氾濫危険情報	・高潮警報 ・高潮特別警報 ・高潮注意報(夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの) ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「危険」
	警戒レベル3	高齢者等避難(呼称:高齢者等避難)	災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある者、乳幼児等)とその支援者は、危険な場所から避難する。	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 「警戒」

旧（令和４年４月）

					・土砂キキクル（大雨 警報（土砂災害）の 危険度分布「注意」
	警戒 レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高 める。		

2－3 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

各部及び各本部は、災害が勤務時間内に発生した場合、所属職員、又は自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

災害が勤務時間外である夜間・休日等において発生した場合、災害直後から所属職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、所属職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報をとりまとめ活用する。

（１）災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努め、市本部に報告する。

ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況

イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性

ウ 避難の必要の有無及び避難の状況

エ 市民等の動向

オ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況

カ 建物の損壊状況

キ 道路交通状況

ク 公共交通機関状況

ケ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況

コ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

（２）被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は担当する調査事項について速やかに収集整理し、市本部に報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

ア 被害状況

イ 避難情報の発令又は警戒区域の設定状況

ウ 避難所の開設状況

エ 避難生活の状況

オ 救護所の設置及び活動状況

カ 傷病者の受入状況

キ 応急給水など応急措置の状況

ク その他

2－4 府知事に対する報告

新（修正素案）

			その他の人は、避難 の準備を整える。		
気象庁	警戒 レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	避難に備え、自らの 避難行動を確認す る。	氾濫 注意 情報	・洪水キキクル（洪水 警報の危険度分布） 「注意」 ・土砂キキクル（大雨 警報（土砂災害）の 危険度分布）「注意」
	警戒 レベル 1	早期注意情報	災害への心構えを高 める。		

2－3 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

各部及び各本部は、災害が勤務時間内に発生した場合、所属職員、又は自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

災害が勤務時間外である夜間・休日等において発生した場合、災害直後から所属職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、所属職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報をとりまとめ活用する。

（１）災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努め、市本部に報告する。

ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況

イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性

ウ 避難の必要の有無及び避難の状況

エ 市民等の動向

オ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況

カ 建物の損壊状況

キ 道路交通状況

ク 公共交通機関状況

ケ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況

コ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

（２）被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は担当する調査事項について速やかに収集整理し、市本部に報告し、危機管理部が情報の調整を図る。

ア 被害状況

イ 避難情報の発令又は警戒区域の設定状況

ウ 避難所の開設状況

エ 避難生活の状況

オ 救護所の設置及び活動状況

カ 傷病者の受入状況

キ 応急給水など応急措置の状況

ク その他

2－4 府知事に対する報告

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
（１）報告の基準 被害状況等の報告は、次に該当する場合に行う。 ア 災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合 イ 市域において震度４以上を観測した場合 ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合 （例）・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合 ・堤防・岸壁が損壊し、浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合 エ 災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合 オ 災害が、当初は軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても２市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合 カ 市本部を設置した場合 キ その他特に報告の指示があった場合 （２）報告要領 災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告する。 ア 発生報告 災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。 イ 中間報告 発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。 ウ 最終報告 応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。 ２－５ 内閣総理大臣に対する報告 府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記４－４の要領により内閣総理大臣（総務省消防庁）に報告する。 ２－６ その他報告 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、市本部は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて領事館等）に連絡する。 第３節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施 災害情報には、災害発生前に広報すべき情報、災害発生後に広報すべき情報がある。なお、市民等の生命 safety に係わる場合には緊急に伝えるべきものとして扱う。 災害時には、被災者の生命 safety を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、時間の経過とともにニーズが変化していくこと、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。 広報活動の実施に当たっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる多様な広報手段により迅速に行う。 なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知するとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第１３節「外国人に対する対策」を参照）。	（１）報告の基準 被害状況等の報告は、次に該当する場合に行う。 ア 災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合 イ 市域において震度４以上を観測した場合 ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合 （例）・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合 ・堤防・岸壁が損壊し、浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合 エ 災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合 オ 災害が、当初は軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても２市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合 カ 市本部を設置した場合 キ その他特に報告の指示があった場合 （２）報告要領 災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告する。 ア 発生報告 災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。 イ 中間報告 発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。 ウ 最終報告 応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。 ２－５ 内閣総理大臣に対する報告 府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記４－４の要領により内閣総理大臣（総務省消防庁）に報告する。 ２－６ その他報告 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、市本部は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて領事館等）に連絡する。 第３節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施 災害情報には、災害発生前に広報すべき情報、災害発生後に広報すべき情報がある。なお、市民等の生命 safety に係わる場合には緊急に伝えるべきものとして扱う。 災害時には、被災者の生命 safety を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、時間の経過とともにニーズが変化していくこと、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。 広報活動の実施に当たっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる多様な広報手段により迅速に行う。 なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知するとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第１３節「外国人に対する対策」を参照）。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
3－1 災害発生前に広報すべき情報^{注)} 注) 防災に関しての知識や備え等に関する情報は除く （1）気象警報、特別警報、洪水・高潮等の気象情報^(注)、地震、津波等に関する予報、警報（緊急地震速報、津波に関する情報等） （注）河川管理者及び大阪管区気象台は、常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、危機管理部は、水災時はこれに浸水情報や避難情報を市民等に提供する。 特に地下空間は浸水被害の危険性が高いため、危機管理部は、地下空間管理者への情報提供を確実に行う。 （2）避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）等） （3）台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ 3－2 災害発生後に広報すべき情報 （1）災害規模に関する情報 ○地震の震源・規模・地震活動状況 ○津波の規模、頻度 ○洪水、高潮等による浸水状況 ○その他、災害に係る状況 （2）被害に関する情報 ○人的被害の状況 ○建築物、構造物被害の状況 ○道路、交通機関等の被害状況 ○電気、ガス、水道、通信施設の被害状況 ○その他、被害に係る状況 （3）安否に関する情報 ○避難所等の状況 ○救助活動の状況 ○その他、安否に係る状況 （4）生活に関する情報 ○電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込 ○食料、生活必需品の供給状況 ○道路交通状況、復旧見込 ○交通機関の運行状況、復旧見込 ○一斉帰宅、出勤の抑制の呼びかけ ○医療機関の活動状況 ○その他、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活に係る状況 （5）行政の支援に関する情報 ○相談窓口の開設状況 ○罹災、被災証明書の申請受付・発行状況 ○税、手数料等の減免措置の状況 ○災害援護資金等の融資情報 ○応急仮設住宅の整備・入居等の状況 ○その他、行政の支援に係る状況 3－3 広報媒体 （1）本市が担う広報媒体 ○同報系無線 ○広報車等 ○本市施設の庁内放送 ○市のホームページやおおさか防災ネット、SNS（ツイッターなど）等のインターネット ○おおさか防災ネットのメール配信サービス ○大阪市防災アプリ	3－1 災害発生前に広報すべき情報^{注)} 注) 防災に関しての知識や備え等に関する情報は除く （1）気象警報、特別警報、洪水・高潮等の気象情報^(注)、地震、津波等に関する予報、警報（緊急地震速報、津波に関する情報等） （注）河川管理者及び大阪管区気象台は、常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、危機管理部は、水災時はこれに浸水情報や避難情報を市民等に提供する。 特に地下空間は浸水被害の危険性が高いため、危機管理部は、地下空間管理者への情報提供を確実に行う。 （2）避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）等） （3）台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ 3－2 災害発生後に広報すべき情報 （1）災害規模に関する情報 ○地震の震源・規模・地震活動状況 ○津波の規模、頻度 ○洪水、高潮等による浸水状況 ○その他、災害に係る状況 （2）被害に関する情報 ○人的被害の状況 ○建築物、構造物被害の状況 ○道路、交通機関等の被害状況 ○電気、ガス、水道、通信施設の被害状況 ○その他、被害に係る状況 （3）安否に関する情報 ○避難所等の状況 ○救助活動の状況 ○その他、安否に係る状況 （4）生活に関する情報 ○電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込 ○食料、生活必需品の供給状況 ○道路交通状況、復旧見込 ○交通機関の運行状況、復旧見込 ○一斉帰宅、出勤の抑制の呼びかけ ○医療機関の活動状況 ○その他、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活に係る状況 （5）行政の支援に関する情報 ○相談窓口の開設状況 ○罹災、被災証明書の申請受付・発行状況 ○税、手数料等の減免措置の状況 ○災害援護資金等の融資情報 ○応急仮設住宅の整備・入居等の状況 ○その他、行政の支援に係る状況 3－3 広報媒体 （1）本市が担う広報媒体 ○同報系無線 ○広報車等 ○本市施設の庁内放送 ○市のホームページやおおさか防災ネット、SNS（ツイッターなど）等のインターネット ○おおさか防災ネットのメール配信サービス ○大阪市防災アプリ

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
○チラシ等印刷物の発行、配布^(注) （注）自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。 （2）他の機関等へ依頼する広報媒体 ○「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送 ○コミュニティ FM の活用 ○放送設備を備えた航空機を有する防災関係機関、民間機関、団体への応援要請、又は当該航空機の借り上げ ○移動体通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービス ○安否確認ツール（J-anpi^(※)）への避難者情報提供） ※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト ○報道機関への資料提供^(注) （注）報道機関に対しては被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。 3－4 広報の実施 （1）災害情報の集約 各部・区本部は、市本部に対して、定期的に災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を報告する。政策企画部は、市本部から提供されるこれらの情報を、定期的に閲覧できるようにする。 （2）緊急広報の実施 危機管理部は、市民等の生命 safety に係わる緊急情報（地震、津波警報発表時の避難指示等や、気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施する。 なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。 （3）一般広報の実施 政策企画部は、危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施する。 3－5 緊急広報の実施方法 （1）ラジオ・テレビ・文字放送による広報 危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要すると判断した場合において、「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。 （2）同報無線による広報 危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外子局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。 （3）航空機の利用による広報 危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、又は当該航空機を借り上げ上空から広報を行う。 （4）インターネットを利用した広報 危機管理部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市のホームページやおおさか防災ネット、SNS 等のインターネットを利用した広報を行う。 （5）メール配信サービスを活用した広報 危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した広報を行う。 （6）緊急速報メールによる広報	○チラシ等印刷物の発行、配布^(注) （注）自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。 （2）他の機関等へ依頼する広報媒体 ○「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送 ○コミュニティ FM の活用 ○放送設備を備えた航空機を有する防災関係機関、民間機関、団体への応援要請、又は当該航空機の借り上げ ○移動体通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービス ○安否確認ツール（J-anpi^(※)）への避難者情報提供） ※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト ○報道機関への資料提供^(注) （注）報道機関に対しては被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。 3－4 広報の実施 （1）災害情報の集約 各部・区本部は、市本部に対して、定期的に災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を報告する。政策企画部は、市本部から提供されるこれらの情報を、定期的に閲覧できるようにする。 （2）緊急広報の実施 危機管理部は、市民等の生命 safety に係わる緊急情報（地震、津波警報発表時の避難指示等や、気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施する。 なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。 （3）一般広報の実施 政策企画部は、危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施する。 3－5 緊急広報の実施方法 （1）ラジオ・テレビ・文字放送による広報 危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要すると判断した場合において、「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。 （2）同報無線による広報 危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外子局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。 （3）航空機の利用による広報 危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、又は当該航空機を借り上げ上空から広報を行う。 （4）インターネットを利用した広報 危機管理部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市のホームページやおおさか防災ネット、SNS 等のインターネットを利用した広報を行う。 （5）メール配信サービスを活用した広報 危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した広報を行う。 （6）緊急速報メールによる広報

旧（令和４年４月）	新（修正素案）
危機管理部は、移動体通信事業者が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）・避難指示（呼称：全員避難）等）などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。 （７）本市施設における緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の広報 気象庁緊急地震速報や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が発表された際には、各部・区本部は、施設内の放送機器等を用いて来庁者等への適切な広報を行う。また、所管する各施設の来庁者等に対しても適切な広報に努める。 ３－６　一般広報の実施方法 （１）ラジオ・テレビ・文字放送による広報 政策企画部は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。 （２）報道機関への資料提供による広報 政策企画部は、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。 （３）同報無線による広報 危機管理部・政策企画部、区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な広報を実施する。 （４）チラシ等印刷物の発行による広報 ア　危機管理部は、チラシ等に掲載する広報内容を政策企画部に提供する。 イ　政策企画部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。 ウ　区本部は、自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼する。 エ　自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。 オ　各部・区本部は、市民等に広報された内容について、部内・区本部内職員への周知徹底を図る。 （５）インターネットを利用した広報 政策企画部及び各部・区本部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属のホームページやSNS等のインターネットを利用した情報提供を行う。 （６）広報車等の利用による現場広報 各部・区本部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。 （７）自主防災組織による個別広報 区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。 （８）メール配信サービスを活用した広報 危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。 ３－７　市外へ避難する市民への情報提供 政策企画部は、市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやSNS等による広報を実施する。 ３－８　災害記録の作成 （１）各部・区本部は、災害に関する事象を写真・映像により記録し、危機管理部に提供する。 （２）危機管理部は、各部・区本部から提供された写真・映像を活用し、災害記録を作成する。計画調整部はこれに協力する。	危機管理部は、移動体通信事業者が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）・避難指示（呼称：全員避難）等）などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。 （７）本市施設における緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の広報 気象庁緊急地震速報や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が発表された際には、各部・区本部は、施設内の放送機器等を用いて来庁者等への適切な広報を行う。また、所管する各施設の来庁者等に対しても適切な広報に努める。 ３－６　一般広報の実施方法 （１）ラジオ・テレビ・文字放送による広報 政策企画部は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。 （２）報道機関への資料提供による広報 政策企画部は、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。 （３）同報無線による広報 危機管理部・政策企画部、区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な広報を実施する。 （４）チラシ等印刷物の発行による広報 ア　危機管理部は、チラシ等に掲載する広報内容を政策企画部に提供する。 イ　政策企画部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。 ウ　区本部は、自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼する。 エ　自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。 オ　各部・区本部は、市民等に広報された内容について、部内・区本部内職員への周知徹底を図る。 （５）インターネットを利用した広報 政策企画部及び各部・区本部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属のホームページやSNS等のインターネットを利用した情報提供を行う。 （６）広報車等の利用による現場広報 各部・区本部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。 （７）自主防災組織による個別広報 区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。 （８）メール配信サービスを活用した広報 危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。 ３－７　市外へ避難する市民への情報提供 政策企画部は、市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやSNS等による広報を実施する。 ３－８　災害記録の作成 （１）各部・区本部は、災害に関する事象を写真・映像により記録し、危機管理部に提供する。 （２）危機管理部は、各部・区本部から提供された写真・映像を活用し、災害記録を作成する。計画調整部はこれに協力する。

旧（令和４年４月）	新（修正素案）																														
第４節　通信の運用 災害時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、各部、各区本部は、通信施設の適切な運用を行う。 4－１　通信手段の活用 （１）通信手段の活用 災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設を活用する。 ア　市管理の通信手段の活用 （ア）有線通信 ①危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部） ②气象台との防災情報提供システム（危機管理部） ③消防局有線通信回線（消防部） ④一般加入電話 なお都市整備部は、災害発生時に災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。 （イ）無線通信 ①大阪市防災行政無線（危機管理部） ②消防無線（消防部） ③防災相互通信用無線（消防部） ④港湾無線（大阪港湾部） ⑤水道無線（水道部） （ウ）衛星通信（消防部・危機管理部） ①映像 ②音声（衛星電話） イ　勤務時間外における通信手段の活用 緊急本部員、緊急区本部員等が以下の施設を活用して実施する。 （ア）危機管理総合情報システム （イ）大阪市防災行政無線 （ウ）有線電話 ウ　大阪府の通信手段の活用 大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線 エ　関係機関の保有する通信設備の優先利用 有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用する。 この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議する。 （ア）大阪府警察、西日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱ ①申込先 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>申</th><th>込</th><th>先</th></tr><tr><td>大阪府警察</td><td></td><td>大阪府警察本部</td><td>-----</td><td>通信指令室長 各警察署　----　署　　長</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道㈱</td><td>東海旅客鉄道㈱</td><td>日本貨物鉄道㈱</td><td></td><td>駅長又は情報区の長（技術課長）</td></tr></table> ②利用手続き 次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。 a　利用しようとする理由 b　通信の内容 c　発信者及び受信者 （イ）近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保 近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求める。 （ウ）放送局、民間放送各社 緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局、民間放送各社に災害に関する放送を依頼する。	名	称	申	込	先	大阪府警察		大阪府警察本部	-----	通信指令室長 各警察署　----　署　　長	西日本旅客鉄道㈱	東海旅客鉄道㈱	日本貨物鉄道㈱		駅長又は情報区の長（技術課長）	第４節　通信の運用 災害時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、各部、各区本部は、通信施設の適切な運用を行う。 4－１　通信手段の活用 （１）通信手段の活用 災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設を活用する。 ア　市管理の通信手段の活用 （ア）有線通信 ①危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部） ②气象台との防災情報提供システム（危機管理部） ③消防局有線通信回線（消防部） ④一般加入電話 なお都市整備部は、災害発生時に災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。 （イ）無線通信 ①大阪市防災行政無線（危機管理部） ②消防無線（消防部） ③防災相互通信用無線（消防部） ④港湾無線（大阪港湾部） ⑤水道無線（水道部） （ウ）衛星通信（消防部・危機管理部） ①映像 ②音声（衛星電話） イ　勤務時間外における通信手段の活用 緊急本部員、緊急区本部員等が以下の施設を活用して実施する。 （ア）危機管理総合情報システム （イ）大阪市防災行政無線 （ウ）有線電話 ウ　大阪府の通信手段の活用 大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線 エ　関係機関の保有する通信設備の優先利用 有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用する。 この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議する。 （ア）大阪府警察、西日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱ ①申込先 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>申</th><th>込</th><th>先</th></tr><tr><td>大阪府警察</td><td></td><td>大阪府警察本部</td><td>-----</td><td>通信指令室長 各警察署　----　署　　長</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道㈱</td><td>東海旅客鉄道㈱</td><td>日本貨物鉄道㈱</td><td></td><td>駅長又は情報区の長（技術課長）</td></tr></table> ②利用手続き 次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。 a　利用しようとする理由 b　通信の内容 c　発信者及び受信者 （イ）近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保 近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求める。 （ウ）放送局、民間放送各社 緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局、民間放送各社に災害に関する放送を依頼する。	名	称	申	込	先	大阪府警察		大阪府警察本部	-----	通信指令室長 各警察署　----　署　　長	西日本旅客鉄道㈱	東海旅客鉄道㈱	日本貨物鉄道㈱		駅長又は情報区の長（技術課長）
名	称	申	込	先																											
大阪府警察		大阪府警察本部	-----	通信指令室長 各警察署　----　署　　長																											
西日本旅客鉄道㈱	東海旅客鉄道㈱	日本貨物鉄道㈱		駅長又は情報区の長（技術課長）																											
名	称	申	込	先																											
大阪府警察		大阪府警察本部	-----	通信指令室長 各警察署　----　署　　長																											
西日本旅客鉄道㈱	東海旅客鉄道㈱	日本貨物鉄道㈱		駅長又は情報区の長（技術課長）																											

旧（令和4年4月）	新（修正素案）																		
オ 近畿総合通信局の通信機貸与の活用 災害時に必要とする通信機器が不足する場合は、近畿総合通信局へ移動通信機器（衛星携帯電話、MC A無線、簡易無線）の貸与要請を行い通信手段の確保を図る。 （2）情報の優先順位 災害発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。 ア 第1順位 （ア）救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報 （イ）消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報 （ウ）応援要請等の判断に必要な情報 （エ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報 イ 第2順位 （ア）食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報 （イ）負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報 （ウ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報 ウ 第3順位 （ア）生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報 （イ）被災地の災害復旧に関する情報 （3）防災行政無線の通信と統制計画 市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。 4－2 通信設備の応急復旧 （1）通信機能の被害調査の実施 各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。 （2）通信機能の応急復旧 ア 非常電源 （ア）非常電源の措置 各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。 （イ）勤務時間外における対応 勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に指名しておいた取扱可能な技術者が対応する。 イ 修理業者等への対応 修理が必要となった場合は、各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、あらかじめ定めておいた修理業者への依頼・対応について必要な措置をとる。 ウ 代替機能の確保 市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点参集者は、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。 エ 関係機関への復旧依頼 市長は、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。また、近畿総合通信局へ電源車等の貸与を受けるなどにより通信機能の確保に努める。 第5節 防災活動拠点の確保 5－1 防災活動拠点の確保 災害発生後、直ちに以下の防災活動拠点の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための拠点機能を確保する。 <table><tr><th>拠点分類</th><th>基本的役割</th><th>主な施設等</th></tr><tr><td>中枢防災活動拠点</td><td>全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）</td><td>市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎</td></tr><tr><td>市域防災活動拠点</td><td>市民等への情報、物資、水、医療</td><td>浄・配水場、備蓄倉庫、</td></tr></table>	拠点分類	基本的役割	主な施設等	中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）	市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎	市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療	浄・配水場、備蓄倉庫、	オ 近畿総合通信局の通信機貸与の活用 災害時に必要とする通信機器が不足する場合は、近畿総合通信局へ移動通信機器（衛星携帯電話、MC A無線、簡易無線）の貸与要請を行い通信手段の確保を図る。 （2）情報の優先順位 災害発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。 ア 第1順位 （ア）救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報 （イ）消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報 （ウ）応援要請等の判断に必要な情報 （エ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報 イ 第2順位 （ア）食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報 （イ）負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報 （ウ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報 ウ 第3順位 （ア）生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報 （イ）被災地の災害復旧に関する情報 （3）防災行政無線の通信と統制計画 市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。 4－2 通信設備の応急復旧 （1）通信機能の被害調査の実施 各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。 （2）通信機能の応急復旧 ア 非常電源 （ア）非常電源の措置 各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。 （イ）勤務時間外における対応 勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に指名しておいた取扱可能な技術者が対応する。 イ 修理業者等への対応 修理が必要となった場合は、各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、あらかじめ定めておいた修理業者への依頼・対応について必要な措置をとる。 ウ 代替機能の確保 市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点参集者は、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。 エ 関係機関への復旧依頼 市長は、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。また、近畿総合通信局へ電源車等の貸与を受けるなどにより通信機能の確保に努める。 第5節 防災活動拠点の確保 5－1 防災活動拠点の確保 災害発生後、直ちに以下の防災活動拠点の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための拠点機能を確保する。 <table><tr><th>拠点分類</th><th>基本的役割</th><th>主な施設等</th></tr><tr><td>中枢防災活動拠点</td><td>全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）</td><td>市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎</td></tr><tr><td>市域防災活動拠点</td><td>市民等への情報、物資、水、医療</td><td>浄・配水場、備蓄倉庫、</td></tr></table>	拠点分類	基本的役割	主な施設等	中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）	市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎	市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療	浄・配水場、備蓄倉庫、
拠点分類	基本的役割	主な施設等																	
中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）	市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎																	
市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療	浄・配水場、備蓄倉庫、																	
拠点分類	基本的役割	主な施設等																	
中枢防災活動拠点	全市を対象とした中枢機能（情報の収集、整理、指揮命令等の実施）	市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎																	
市域防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療	浄・配水場、備蓄倉庫、																	

旧（令和４年４月）				新（修正素案）			
	等の提供に関する基幹機能	輸送基地、広域避難場所			等の提供に関する基幹機能	輸送基地、広域避難場所	
地域防災活動拠点	市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能	区役所、消防署、区保健福祉センター		地域防災活動拠点	市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能	区役所、消防署、区保健福祉センター	
コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能	災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等）		コミュニティ防災活動拠点	市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能	災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等）	
5－2 物流のネットワークの確保				5－2 物流のネットワークの確保			
災害発生後、直ちに緊急交通路及び輸送基地の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための物流のネットワークを確保する。 また、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。				災害発生後、直ちに緊急交通路及び輸送基地の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための物流のネットワークを確保する。 また、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。			
5－3 情報通信のネットワークの確保				5－3 情報通信のネットワークの確保			
災害発生後、直ちに情報連絡のための設備の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための情報通信ネットワークを確保する。				災害発生後、直ちに情報連絡のための設備の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための情報通信ネットワークを確保する。			
5－4 災害時用ヘリポートの確保				5－4 災害時用ヘリポートの確保			
災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を確保する。				災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を確保する。			
第6節 輸送対策				第6節 輸送対策			
災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るため、車両、船艇等、輸送体制を確保する。				災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るため、車両、船艇等、輸送体制を確保する。			
6－1 災害時の輸送				6－1 災害時の輸送			
(１) 災害輸送の実施 災害輸送は、市本部の各部が行う。				(１) 災害輸送の実施 災害輸送は、市本部の各部が行う。			
(２) 災害輸送の種類 災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法で実施する。 ア 自動車輸送 イ 船艇輸送 ウ 鉄道軌道輸送 エ 航空機輸送				(２) 災害輸送の種類 災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法で実施する。 ア 自動車輸送 イ 船艇輸送 ウ 鉄道軌道輸送 エ 航空機輸送			
6－2 輸送体制の確保				6－2 輸送体制の確保			
(１) 自動車輸送 契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。 ア 輸送用トラックの確保 本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は大阪府に調達あっせんを依頼する。 イ 清掃用ダンプトラックの確保 本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる ウ 特殊用途車両の確保 障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。				(１) 自動車輸送 契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。 ア 輸送用トラックの確保 本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は大阪府に調達あっせんを依頼する。 イ 清掃用ダンプトラックの確保 本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる ウ 特殊用途車両の確保 障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。			
(２) 船艇輸送				(２) 船艇輸送			